

# 札幌市地域活動保険 仕様書

## 1 件名

札幌市地域活動保険（令和5年7月～令和6年6月）

## 2 概要

市内で地域活動を実施する市民（以下、「活動者」という。）が、地域活動中に過失により損害賠償責任事故を生じさせた場合に、活動者が負担する法律上の賠償責任を補償する。また、活動者が地域活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって傷害が生じた場合に、活動者に対し保険金を支払う。

## 3 保険契約者

札幌市

## 4 保険・補償内容

以下の内容及び補償額を満たすもの

### (1) 賠償責任補償（てん補限度額）

身体賠償	1名	1億円
	1事故	5億円
財物賠償	1事故	1,000万円
保管物賠償	1事故	500万円

※ 免責金額（自己負担額） なし

### (2) 傷害補償（保険給付限度額）

死亡	1事故1名あたり	500万円
後遺障害	1事故1名あたり 後遺障害の程度により	20万円～500万円
入院	1事故1名あたり 1日（180日限度）	3,000円
手術	1事故1名あたり （1回限度）	手術の程度に応じた定額
通院	1事故1名あたり 1日（90日限度）	2,000円

## 5 対象者

札幌市地域活動保険実施要綱（別紙1、以下「要綱」という。）に指定された者

## 6 対象活動

要綱に規定された活動

## 7 保険契約期間

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

## 8 保険料支払日

適法な請求を受理した日から 30 日以内

## 9 手続き

- (1) 保険金支払い手続きは、札幌市地域活動保険事務フロー（別紙 2）のとおりに行うこと。
- (2) この保険の対象者となるものについて、事前の登録は行わない。
- (3) 傷害事故における事故確認や賠償責任事故の場合の被害者との示談等について保険会社は積極的に協力するものとする。
- (4) 保険金の請求等の事務は、原則、保険会社と市民（賠償責任者、受傷者）との間で行うものとする。なお、保険金の支払については、保険会社から直接市民へ支払うものとする。

## 10 特記事項

- (1) 保険料の積算は、札幌市総人口（令和 5 年 7 月 1 日現在）を根拠とした確定精算不要方式とする。
- (2) 本保険業務を行うための約款及び特約事項の整備については、保険会社の判断に委ねる。ただし、法令等を遵守した保険構成であることを条件とする。
- (3) 保険会社は、事故報告書の受理及び保険金の支払い状況の詳細を適切に把握・管理するとともに、定期的に市へ報告するものとする。
- (4) 本業務の履行にあたり取り扱う個人情報については、「個人情報の取扱いに関する特記事項（別紙 3）」を遵守のうえ、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (5) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (6) 本仕様書に規定のないものについては、市と保険会社が協議の上、決定する。

【担当】 札幌市市民文化局市民自治推進室  
市民自治推進課推進係 五十嵐、藤間  
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
電話：011-211-2253 FAX：011-218-5156